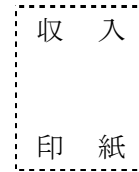


# 保証契約書



岡山市（以下「甲」という。）と契約保証人  
（以下「乙」という。）とは、次の条項により保証契約を締結する。

この契約締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

賃借人 甲 岡山市北区大供一丁目1番1号  
岡山市  
岡山市長 大森雅夫

契約保証人 乙 住所

氏名

印

第1条 乙は、甲が発注した次の賃貸業務に係る賃貸借契約（この保証契約の締結の後、当該賃貸借契約が変更された場合は、変更後の賃貸借契約をいう。）について、賃貸人がその債務を履行しないときは、賃貸人に代わって賃貸業務を完成させるものとする。

1 件名 金川駅前広場駐車場施設管理カメラ賃貸借

2 場所 岡山市北区御津金川344-6

3 賃貸人 住所

氏名

4 契約年月日 令和 年 月 日

- 5 準備期間 契約日から令和2年11月30日まで
- 6 貸借期間 令和2年12月1日から令和9年11月30日まで
- 7 貸借料額 金 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)  
ただし、月額貸借料 金 円

第2条 甲は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、乙に対し貸借業務を完成することを請求することができる。

- (1) 貸借期間内又は貸借期間経過後相当の期間内に貸借業務を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由がないのに、貸借業務に着手すべき時期を過ぎても貸借業務に着手しないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項の請求があった場合における貸借人及び乙に係る貸借代金債権の帰属及び契約不適合責任は、次のとおりとする。

- (1) 全貸借業務に対する貸借人が施行した貸借業務の施行済みの部分に相当する貸借代金債権は、貸借人に帰属する。
- (2) 乙が施行した部分に係る貸借代金債権は、乙に帰属する。
- (3) 貸借人及び乙は、契約不適合については、連帯してその責に任ずる。

第3条 乙は、貸借人が第1条の契約による債務を履行しない場合に生ずる遅延損害金、違約金その他の損害金を貸借人と連帯して支払うものとする。